平成３１年４月１日発行

研究成果展開事業

産学共創ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ共同研究推進ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ

（ＯＰＥＲＡ）

平成３１年度委託研究事務処理説明書

＝　補　完　版　＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ拠点推進部

大学等

目次

A. 用語の解説 6

I. OPERA における用語の解説 7

１． OPERA における用語の解説 7

B. 事業概要の説明 8

I. 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）について 9

１． OPERA の概要 9

２． 産学共創プラットフォーム推進委員会 9

３． 研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発等の活動と JST による支援等 10

（１）研究領域・共創コンソーシアムの推進・運営 10

（２）プログラムの管理・運営 10

（３）研究開発費 10

（４）調査推進費 10

C. 事務処理説明書　共通版との違い 12

I. 事務処理説明書　共通版との違い 14

１．OPERA における用語の解説 14

２．契約締結にあたっての留意事項 14

（１）他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応 14

３．複数年度契約について 15

４．物品の取扱いについて 15

（１）物品の移動等について 15

５．「旅費」の計上について 16

（１）旅費計上の対象となる事由 16

６．「人件費・謝金」に関する留意事項について 16

（１）博士課程（後期）学生をＲＡとして雇用する際の留意点 16

（２）「人件費・謝金」に関する留意事項について 17

７．「その他」の計上について 18

８．間接経費の執行 19

９．知的財産権の管理について 19

（１）研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い 19

（２）研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い 20

（３）JST への事前申請が必要な場合 20

１０．研究成果の公表について 20

（１）インターネットホームページの開設 20

（２）研究成果の公表について 21

（３）プレス発表、学会発表、論文投稿、展示会出展等について 21
（４）公表時の謝辞について 21
（５）マスメディア等の取材による公表について 22
１１．各種報告書等の提出について 23
（１） JST への提出物（経理様式） 23
（２） 委託研究開発契約に係る書類 URL 24
（３） 研究実施内容の報告について 24
１２．各種様式 25

D. 追加事項 28

Ⅰ. 研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発の推進について 29
１． 共創コンソーシアムの運営体制 29
（１）共創コンソーシアムの構成と役割 29
（２）共創コンソーシアムの体制 30
（３）共創コンソーシアムの活動の推進 30
２． 技術・システム革新シナリオ及び研究領域について 33
（１）技術・システム革新シナリオ 33
（２）研究領域 34
（３）プラットフォーム成長に向けた目標設定 35
３． 民間資金による研究開発の推進 36
（１）民間資金の定義 36
（２）民間資金による共同研究費等の「見える化」について 36
（３）民間資金規模 37
（４）民間資金（リソース提供）の計上方法 37
（５）プロジェクト実施期間を通じた民間資金の受入れ 38
（６）民間資金の管理 39
４． 共同研究等の契約 39

Ⅱ. 委託研究開発契約の概要 39
１． 委託研究開発の契約形態について 39
（１）委託研究開発契約 39

Ⅲ. 委託研究開発費の中間報告について 40
１． 報告様式と提出期限 40
２． 報告書作成および提出にあたっての注意事項 40

Ⅳ. マッチングファンドの取扱いについて 41
１． マッチングファンドの申請 41
２． マッチングファンドの確認 41
（１）マッチング成立が求められる時期 41

（２）マッチングファンド状況確認報告書の作成　41
（３）民間資金が不足した場合　42
３．　リソース提供について　42
（１）計上できるリソース提供の条件　43
（２）リソース提供の報告と帳票類の保存　44
Ⅴ．　計画変更の手続き　44
１．　計画変更申請書（大きな計画変更）　44
（１）計画変更申請書が必要な変更　44
（２）変更の手順　45
２．　計画変更届（軽微な計画変更）　45
（１）計画変更届が必要な変更　45
（２）変更の手順　45
Ⅵ．　研究領域・共創コンソーシアムにおける知的財産について　45

平成３１年度委託研究事務処理説明書　補完版（以下、本補完版という）について

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記ＵＲＬからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。
❍産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA） 委託研究契約にかかる書類
https://www.jst.go.jp/opera/download.html

A. 用語の解説

ここでは、OPERA における用語の解説を掲載します

Ⅰ. OPERA における用語の解説

１．OPERA における用語の解説

用　語	説　明
技術・システム革新シナリオ	社会実装を目指す新たな価値の設定とその実現に向けた構想・計画。本プログラムにおいて、プロジェクト実施計画書として作成する。
キーテクノロジー	産業および技術の世界的な動向を踏まえて特定する、新たな価値の創出の実現に必要な技術。
研究領域	キーテクノロジーを実現するために本プロジェクトで取り組む研究の対象範囲。研究領域における研究は、研究開発テーマ群及び研究開発テーマを構成する具体的な研究開発課題群より構成する。
研究開発テーマ	キーテクノロジーを実現するための技術的課題を解決するための研究開発のテーマ。（平成２８年度採択領域のみ）
研究開発課題	研究開発テーマにおける研究目標を達成するために取り組むべき具体的な課題。
共創コンソーシアム	技術・システム革新シナリオに基づいた研究領域による研究活動をより高度な産学のパートナーシップにより推進するため、参画する大学等及び企業等が形成する組織体。
プロジェクト	本プログラムにおける、研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発活動の総体。
幹事機関	共創コンソーシアムを形成する大学等のうち、共創コンソーシアムの運営の中心的な役割を担う大学。
参画機関	幹事機関を含み、共創コンソーシアムに参画する大学等及び企業等の総称。
領域統括	プロジェクトの責任者であり、共創コンソーシアムの運営責任者。
研究開発責任者	各研究機関における研究開発の責任者。幹事機関においては領域統括。
研究開発担当者	大学等において研究開発に参加する担当者。
主たる研究開発担当者	研究開発テーマのリーダー及び研究開発課題代表者。

B. 事業概要の説明

ここでは、事業概要にかかわる内容を掲載します

Ⅰ. 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）について

１．OPERA の概要

我が国が直面する、経済・社会の構造が日々大きく変化する「大変革時代」において、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくため、科学技術イノベーションの強力な推進が求められています。「日本再興戦略2016」（同年6月閣議決定）において、戦後最大の名目GDP600兆円の実現を目指し、「2025年までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とする」という政府目標が設定される等、従来の研究者個人と企業の研究部門との微々たる連携ではない、「組織」対「組織」の本格的な産学連携の推進への期待が高まっています。

JSTが平成28年度から開始する「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」（以下、「本プログラム」という。）では、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、新たな基幹産業の育成に向けた「技術・システム革新シナリオ」の作成と、それに基づく学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ非競争領域での研究開発を通して、基礎研究や人材育成における産学パートナーシップを拡大し、我が国のオープンイノベーションを加速します。

本プログラムは、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指すとともに、新たな基幹産業の育成が図れる持続的な研究環境・研究体制・人材育成システムを持つプラットフォームを形成することを目的とします。

また、本プログラムは、産業界から見た大学・国立研究開発法人が産学官連携機能を強化する上での課題とそれに対する処方箋をまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議事務局）（以下、「ガイドライン」という。）
【http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm】に基づき、大学等が行う産学官連携の先進的な取組を加速させる観点から、大学等に対してインセンティブを付与する事業としても位置づけられるものです。

※　非競争領域（pre-competitive stage）学術論文の発表が可能で、大学等や複数の企業等が参画する共創コンソーシアムにおいて、研究成果に関する情報の共有が可能となる基礎的・基盤的研究領域。

２．産学共創プラットフォーム推進委員会

JST は、研究領域提案の審査、研究領域の下の個別研究課題の審査、研究領域の中間評価及び事後評価等各種評価※の実施、研究領域・共創コンソーシアムの活動の進捗状況の管理・把握及び助言等を行う「産学共創プラットフォーム推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、産業界を中心に、事業化、研究開発、人材育成、知財マネジメント等幅広い知見を有する委員長及び委員により構成します。なお、委員長は、本プログラムにおける競争的資金制度としてのプログラムオフィサーとなります。

※　個別研究開発課題の審査：個別研究開発課題の審査(マッチングファンドの申請に対する審査を含む)を実施します。
研究領域の移行評価（育成型のみ）：プロジェクト開始後 2 年度目に本格実施フェーズへの移行評価を行い、移行の可否を判断します。
研究領域の中間評価：原則として研究開発開始３年度目に中間評価を実施します。
研究領域の事後評価：研究開発期間終了時には事後評価を実施します。
また、委員長の判断により、適時に必要な評価を実施します。

３．研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発等の活動と JST による支援等

（１）研究領域・共創コンソーシアムの推進・運営

研究領域への参画機関は、幹事機関の取りまとめの下、「共創コンソーシアム」を形成し、社会実装を目指す新たな価値の設定とその実現に向けた構想・計画（以下、「技術・システム革新シナリオ」という。）を企画立案するとともに、その実現に向けた研究開発を推進します。共創コンソーシアムは、研究開発及びその成果の将来にわたる社会実装を円滑に推進するために必要な参画・運営ルールを整備・運用して、研究領域・共創コンソーシアムによるそれらの活動（以下、「プロジェクト」という。）が所期の目的を達成するようにしてください。さらに、共創コンソーシアムは、本プログラムの支援による研究開発支援期間中および終了後にも、当該プロジェクトをもとにして、新たな基幹産業の育成を引き続き図るための自立的で持続的な体制・システムをもつプラットフォームの形成・成長に向けた取組みを推進してください。

また、参画機関のうち企業等は、プロジェクトに対して研究資金を提供してください。

（２）プログラムの管理・運営

JST は、各プロジェクトが所期の目的を達成するため、推進委員会の下、各プロジェクトの進捗状況等について調査（現地調査を含む）等を行い、研究領域・共創コンソーシアムに対して必要な協力・支援等及びプログラム全体に共通・横断的な課題等への対応を行います。

（３）研究開発費

JST からは、研究領域当たり年間 2500 万円～1.5 億円程度※の研究開発費（間接経費を含む）を上限として、企業等から共創コンソーシアムに提供される民間資金総額と同額までを支援します。

（４）調査推進費

技術・システム革新シナリオの最適化、非競争領域における詳細な研究企画、民間資金の管理、成果の取扱い等共創コンソーシアムの活動推進に関する経費として、研究領域あ

たり年間 500 万円～2 千万円程度※（間接経費を含む）を支援します。

※　現在では、共創プラットフォーム型、共創プラットフォーム育成型（以下、「育成型」という。）、オープンイノベーション機構連携型（以下、「OI 機構連携型」という。）の３つの公募タイプがあります。研究開発費および調査推進費の詳細について、以下の表をご参照ください。翌事業年度以降の支援規模等は、政府予算の成立を前提とします。研究開発費は上限値です。

支援タイプ	共創プラットフォーム型	育成型 （H30 年度より）	OI 機構連携型 （H30 年度より）
概要	上項 1.同様	従来型より、本格実施可能性を検討するフィージビリティスタディー（FS）フェーズ、およびプロジェクトを本格的に推進する本格実施フェーズを設定していることが特徴	文部科学省の「オープンイノベーション機構の整備事業」を持続的に機能させていくための基盤となることが特徴
JST 委託費/年度（間接経費含む）	調査推進費 20 百万円	FS フェーズ：調査推進費　5 百万円 研究開発費　25 百万円	調査推進費 10 百万円
	研究開発費 150 百万円	本格実施　：調査推進費　20 百万円 研究開発費 150 百万円	研究開発費 90 百万円
支援期間	5 年度	6 年度（FS2年度、本格実施4年度）	5 年度

C. 事務処理説明書　共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」に
かかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

●委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
●共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
●補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
●補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。

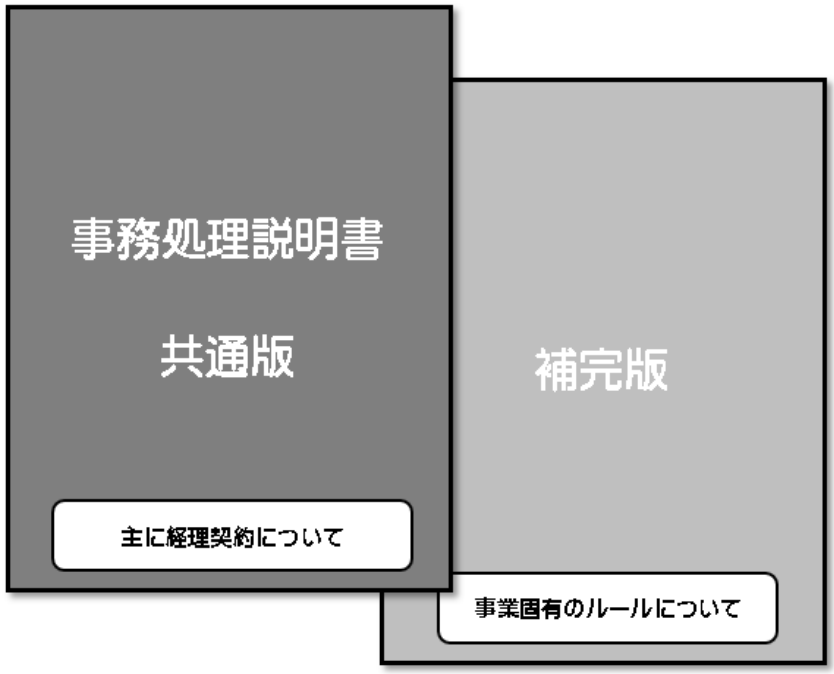

❍事務処理説明書　共通版　大学等
https://www.jst.go.jp/opera/download.html

Ⅰ．事務処理説明書　共通版との違い

１．OPERA における用語の解説

共通版の記載内容	大学等：　　５～７ページ
「２．用語の解説」の表	

OPERA においては、事務処理説明書　共通版における用語の解説に、本補完版「A.用語の解説」に記載の「Ⅰ．OPERA における用語の解説」を追加します。各用語については、本補完版７ページをご参照ください。

２．契約締結にあたっての留意事項

（１）他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

共通版の記載内容	大学等：　　１４ページ
３．契約締結にあたっての留意事項 「（１０）他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応」の箇所	

他機関に所属する研究者や本プロジェクトに係る雇用関係のない学生を本プロジェクトに従事させる場合は、本委託研究開発契約や共創コンソーシアム等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。なお、本プログラムでは、クロスアポイントメント制度等の活用や学生の RA 等としての雇用による参画を推奨しています。

特に本プロジェクトに係る雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

○ 大学等における職務発明等の取扱いについて （平成 28 年３月 31 日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携 リスクマネジメント検討委員会）
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

３．複数年度契約について

共通版の記載内容	大学等：　　１５ページ

４．複数年度契約について

本事業では、委託研究費の効果的・効率的な使用および予算の無駄使いや不正の防止の観点から、複数年度契約を導入しています。研究機関においては、研究成果の最大化に向け、複数年度契約を有効に活用してください。（なお、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約が認められない場合があります。）

OPERA においては、上記に留意事項として以下を追加します。

ただし、民間資金によるマッチングファンドが成立していることが条件となりますのでご留意ください。（本補完版「D. 追加事項」の「Ⅳ．マッチングファンドの取扱いについて」参照）

４．物品の取扱いについて

（１）　物品の移動等について

共通版の記載内容	大学等：　　２８ページ

（４）物品の取扱いについて

③物品の移動等について

（a）物品の移動等に関する留意事項

本事業の目的達成のため、以下の理由・趣旨により取得物品を研究担当者が移籍等した次の所属機関に引き継ぐこととしていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

・本研究の推進のために購入した物品等である。
・引き続き同一研究担当者が使用することで、円滑で効率的な研究実施が可能となる。
・ＪＳＴには、与えられた研究期間内で研究担当者が滞りなく研究実施できる環境を整備する責任がある。
・研究担当者の移籍の都度、高額な研究機器等の購入を行うことは不経済である。

OPERA においては、上記に留意事項として以下を追加します。

なお、上記「次の所属機関」がプロジェクトの参画機関である場合に限ります。

５.「旅費」の計上について

（１）　旅費計上の対象となる事由

共通版の記載内容	大学等：　　３１ページ
（5）「旅費」の計上 ② 旅費計上の対象となる事由 ・研究成果の発表 ・研究チーム内のミーティング ・直接経費により雇用される者の赴任旅費 ・外部専門家等の招へい ・フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等） ・その他研究実施上、必要な事由が発生した場合	

OPERA においては、以下のとおりです。

② 旅費計上の対象となる事由
- 研究成果の発表
- JST が主催する打合せ、会議（ワークショップ、シンポジウムを含む）等
- 共創コンソーシアム内の会議・ミーティング
- 本プログラムに関連して各共創コンソーシアム又は各参画機関が主催する各種イベント
- 直接経費により雇用される者の赴任旅費
- 外部専門家等の招へい
- フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等）
- その他、本プロジェクトの実施上、必要な事由が発生した場合

６.「人件費・謝金」に関する留意事項について

（１）博士課程（後期）学生をＲＡとして雇用する際の留意点

共通版の記載内容	大学等：　　３４ページ
①博士課程（後期）学生の処遇の改善について 「a.【博士課程(後期)学生をＲＡとして雇用する際の留意点】」の箇所	

博士課程(後期)在学者については、少なくとも以下の例示（参考）と遜色ない処遇を行うことによって優秀な学生を確保することを要件としています。したがって、給与単価を年額では 300 万円程度、月額では 25 万円程度とすることを推奨しますので、これを踏まえて直接経費に計上してください。

具体的な支給額、支給期間等については研究機関にて判断してください。なお、上記水準以下での支給を制限するものではありません。

他制度より奨学金やＲＡとしての給与の支給を受けている場合であっても、他制度及び研究機関において支障がなく、ＪＳＴにおける業務目的との重複がない場合には、従事時間に基づく経費の按分が可能であることを前提に複数資金を受給することも可能です。

JST の委託研究開発費により学生を雇用する場合においても以下の内容は準用してください。

参考：COI プログラムの RA の単価：月額 17 万円程度を推奨
日本学術振興会特別研究員（DC）の研究奨励費：月額 20 万円
新卒研究員給与（博士課程修了者）※：月額 22.8 万円
新卒技術者給与（博士課程修了者）※：月額 22.3 万円
※　人事院平成 29 年職種別民間給与実態調査　表 3 初任給関係職種の職種別、地域別平均初任給月額より

（2）「人件費・謝金」に関する留意事項について

共通版の記載内容	大学等：　　３４～３５ページ
（7）「人件費・謝金」に関する留意事項 ①博士課程（後期）学生の処遇の改善について ②若手の博士研究員の多様なキャリアパスの推奨 ③謝金に関する留意事項	

OPERA においては、上記①～③に以下の④⑤を追加します。

④外部資金の獲得における取扱いについて

- 本プロジェクトにより雇用されている研究者等が、外部資金を獲得した場合で、当該外部資金による研究開発の内容が、本プロジェクトによる社会実装を目指す新たな価値の創出に不可欠なキーテクノロジーの確立に資する研究開発の範囲内である場合には、当該研究者等の人件費の支出は継続することが可能です。
- 上記の場合においては、外部資金活用申請書（計画様式６）を必ず提出してください。
- 申請手続きについては、本補完版「D.追加事項」の「Ⅴ．計画変更の手続き」に準拠しますので、ご参照のうえ、まずは JST 課題担当者までご連絡ください。
- 対象となる研究者等
  - 複数のプロジェクトに参画している研究員等の人件費は、対象ではありません。外部資金の研究代表者となる場合の人件費について、支出を可能とするものです。ただし、この場合においても、当該外部資金により、研究代表者の人件費の計上が可能な場合は、対象外となります。外部資金との重複計上や重複支出については、十分ご注意ください。

－　研究者等の年齢制限や職名の制限はありません。

・留意事項

－　外部資金との人件費の重複計上及び外部資金による重複支出については十分ご注意ください。

－　JST が必要とする場合には、当該外部資金の収支簿等の経理等関係書類の開示を求めることがありますのでご了解ください。

⑤その他留意点

・調査推進費から、共創コンソーシアムにおける知財管理・契約管理や民間資金の受入促進活動を行うために必要な人件費を支出することはできません。

・ただし、当該プロジェクトに関する技術・システム革新シナリオ（実施計画）の検討・最適化や非競争領域における詳細な研究企画等に関する人件費の支出は、事前に JST に相談の上、妥当な理由がある場合には実施計画書に反映することで支出できます。

7.「その他」の計上について

共通版の記載内容	大学等：　　３６～３８ページ
（８）「その他」の計上	

OPERA においては、上記に以下を追記します。

⑦特許関連経費について

・研究開発期間内に特許権（外国特許を含む）取得が見込まれる成果に係る特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等、出願・審査に係る経費）について、直接経費からの費用計上を可能としています。

・特許関連経費を直接経費から計上する場合、研究機関は所定の様式により、原則として特許出願前までに JST に申請を行い、JST の承認を受ける必要があります。申請手続きについては、本補完版「C.事務処理説明書　共通版との違い」の「9.（３）JST への事前申請が必要な場合」をご参照ください。

・なお、直接経費により出願した特許が研究開発期間内に成立しなかった場合、直接経費からの充当を可とする JST からの回答書に基づき計上されている限りにおいて、支出済みの経費区分を修正する必要はなく、かつ JST から当該特許関連経費の返還は求めません。

８．間接経費の執行

共通版の記載内容	大学等：　　４６ページ
「間接経費の主な使途の例示」表の下部 注）特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。	

OPERA においては、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費について、直接経費からの費用計上を可能としています。詳細は本補完版「C.事務処理説明書　共通版との違い」の「7.「その他」の計上について」をご参照ください。

９．知的財産権の管理について

（１）研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

共通版の記載内容	大学等：　　５８～６３ページ
２．研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い （１）～（８）	

OPERA においては、上記（１）～（８）の項目に以下を追加します。

「外部資金による研究開発」の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権の取扱い

研究者等が「外部資金による研究開発」（本補完版「C.事務処理説明書　共通版との違い」の「６．（２）④外部資金の獲得における取扱いについて」参照）の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権についての取扱いは以下の通りです。

① 当該外部資金が JST 以外の事業・制度等の資金である場合

・JST は知的財産権を譲り受けないものとしますので、当該外部資金を所掌する機関の取扱いに従って手続きしてください。JST への連絡は不要です。

② 当該外部資金が JST の他事業の資金である場合

・他事業資金の取扱いに従って手続きしてください。産業技術力強化法の趣旨に従い、受託機関に帰属させることができます。なお、扱いが不明瞭となる場合には、本プログラム担当までご連絡ください。

（２）研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い

共通版の記載内容	大学等：　　５８ページ
２．研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い （２）研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い	

OPERA においては、上記について想定していません。

（３）JST への事前申請が必要な場合

共通版の記載内容	大学等：　　６０ページ
（３）研究機関に帰属した（JST との共有でない）知的財産権について ①JST への事前申請が必要な場合　の表	

OPERA においては、上記の表に以下を追加します。

申請事由	様式	提出期限
特許関連経費を直接経費で支払うとき	直接経費の特許関連経費への充当申請書（知財様式（直接経費充当申請書））	特許関連経費発生前

※本プログラムでは、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費について、直接経費からの費用計上を可能としています。
特許関連経費を直接経費から計上する場合、研究機関は所定の様式により、原則として特許出願前までに申請を行い、JST の承認を受ける必要があります。

注）本申請書（知財様式（直接経費充当申請書））を提出した場合においても、間接経費の場合と同様に各種申請/通知（知財様式１～４）は行ってください。

１０．研究成果の公表について

（１）インターネットホームページの開設

共通版の記載内容	大学等：　　６４～６６ページ
Ⅳ．研究成果の公表について　１．～６．	

OPERA においては、上記１～６の項目に以下を追加します。

インターネットホームページの開設

新たな大学等や企業等を呼び込む開かれた研究開発体制構築の一環として、幹事機関は、採択通知後、共創コンソーシアム独自のホームページの公開をお願いいたします。

（２）　研究成果の公表について

共通版の記載内容	大学等：　　６４ページ
Ⅳ．研究成果の公表について 本事業で得られた研究成果は、「Ⅲ．知的財産権の管理について」における適切な権利化を行った上で、積極的に外部への発表をお願いします。	

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各共創コンソーシアムが定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、支援期間中及び終了後に、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

新聞、図書、雑誌論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご一報いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いします。

（３）プレス発表、学会発表、論文投稿、展示会出展等について

共通版の記載内容	大学等：　　６４ページ
「１．プレス発表、学会発表、論文投稿、展示会出展等について」の箇所	

OPERA においては、上記に係る記載に留意事項として以下を追加します。

研究開発成果について JST 課題担当者へ事前にご連絡いただく際は、共創コンソーシアムを通してご連絡ください。

（４）公表時の謝辞について

共通版の記載内容	大学等：　　６５ページ
２．公表時の謝辞について 論文発表等を行う際は、当該成果が本事業各制度の支援によるものであることを「謝辞（Acknowledgement）」等に明記してください。具体的な謝辞の表記方法については、別途、ＪＳＴ課題担当者から研究担当者へ案内します。	

公表の際には、「国立研究開発法人科学技術振興機構　産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」における成果であることを明示してください。（英文事業名：Program on Open Innovation Platform with Enterprises, Research Institute and Academia）

（5）マスメディア等の取材による公表について

共通版の記載内容	大学等：　　６５ページ
３．マスメディア等の取材による公表について マスメディア等（テレビ、新聞、雑誌、インターネット等）の取材を受ける場合は、速やかにＪＳＴ課題担当者にご連絡ください。（可能な限り事前にご連絡ください） 取材の際は、本事業（課題名含む）の活動であることを明示してください。（取材後はＪＳＴ課題担当者にご報告ください） 注）取材を受ける際には、知的財産権の確保等に支障がないようご注意ください。	

マスメディア等（テレビ、新聞、雑誌、インターネット等）の取材を受ける場合は、共創コンソーシアムは速やかに取材連絡票（報告様式２）を JST へ仮提出してください。取材連絡票は、その時点で判明している情報の記載のみで結構です。

取材の際は、「国立研究開発法人科学技術振興機構　産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」における活動であることを取材者に明示してください。取材後は直ちに取材連絡票を JST へ本提出してください。

なお、取材を受けられる際には、知的財産の確保等に支障がないようご注意ください。

１１．各種報告書等の提出について

（１）　JST への提出物（経理様式）

共通版の記載内容	大学等：　　７６ページ
Ⅷ.各種報告書の提出について 「１．JST への提出物（経理様式）」の表	

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式１	委託研究実績報告書 （兼収支決算報告書）	毎事業年度終了後、**翌事業年度の５月３１日まで**。ただし、最終事業年度について契約期間終了日が当事業年度の３月末日以外の場合は、契約期間終了後６１日以内で機構が指定する日まで(委託研究中止申請書による契約解約の場合は３０日以内) 研究開発費については経理様式１、調査推進費については経理様式１－②にて報告すること。
経理様式１-②	調査推進費実績報告書 （OPERA 独自様式）	
経理様式２	収支簿 （その他必要書類含む）	科研費を受給し、科研費同様の条件で内部監査を実施する研究機関は提出省略（各機関で保管）。提出省略とならない研究機関は、委託研究実績報告書に添付して提出
経理様式４-①	委託研究中止申請書	中止事由判明次第速やかに（ただし、当該事業年度末をもって中止となる課題は３月２５日まで）
経理様式４-②	変更届	変更事由判明次第速やかに
経理様式５	返還連絡書	**当事業年度の３月１０日まで** 郵送による原本（役職印押捺済み）および電子メールによる電子媒体の送付が必要
経理様式７-①	裁量労働者エフォート率申告書	業務管理者が雇用決定後及びエフォート率変更時に速やかに作成し、研究機関の人事責任者へ提出。人事責任者は適切に保管すること
経理様式７-②	裁量労働者エフォート率報告書	収支簿（経理様式２）に添付して写し１部を提出［正本不要］。なお、収支簿提出の省略が認められている研究機関は、人事責任者が適切に保管すること
経理様式８	「委託研究実績報告書」および「収支簿」事前チェックリスト	各研究機関は「委託研究実績報告書」及び「収支簿」の提出にあたって、必ず、本チェックリストにより記載内容の確認を行うこと。なお、本チェックリストは提出不要
参考様式１	費目間流用申請書	直接経費の費目間流用制限の額を超える場合は、事前に研究担当者がＪＳＴ課題担当者に提出

参考様式２	合算使用申請書	研究設備・機器の合算購入にあたり、要件を満たしていることを確認の上、購入手続き開始前に、研究担当者がＪＳＴ課題担当者に提出

（２）　委託研究開発契約に係る書類 URL

共通版の記載内容	大学等：　　７７ページ
○委託研究契約に係る書類ＵＲＬ http://www.jst.go.jp/contract/index2.html	

OPERA の委託研究開発契約に係る書類 URL は以下のとおりです。

https://www.jst.go.jp/opera/download.html

（３）　研究実施内容の報告について

共通版の記載内容	大学等：　　７７ページ
「２．研究実施内容の報告について」の箇所	

OPERA においては、以下のとおりです。

２．　プロジェクト実施内容の報告

本プロジェクトの実施内容及び成果については、JST が指定する様式により事業年度毎に報告する必要があります。報告書の様式及び報告期限は以下のとおりです。

報告様式	JST 指定様式（プロジェクト年度報告書）
報告期限	翌事業年度の５月 31 日まで(*)

(*)休日の場合は前営業日を期限とします。

【報告書作成及び提出にあたっての注意事項】

- 報告書は JST 課題担当者からの指示に沿って、プロジェクト単位で作成の上、領域統括から JST 課題担当者へ提出します。
- JST による進捗状況の把握のためプロジェクト実施状況や成果について、期中、あるいは、上記報告期限の前に別途報告を求める場合があります。

注）JST では、「競争的資金における使用ルール等の統一について【別添８】」を踏まえ、年度末一杯まで研究の実施が可能となるよう委託研究開発実績報告書等の提出期限を設定しております。研究機関においては、年度末まで研究期間が確保できるよう必要な体制の整備に努めてください。

１２．各種様式

共通版の記載内容	大学等：　　７９ページ
【各種様式】	

[計画策定に関する様式]

計画様式１　　プロジェクト実施計画書（技術・システム革新シナリオ）
計画様式２　　マッチングファンド申請書
計画様式４　　計画変更申請書〔(別紙 1）参画機関申請書　（別紙 2）企業等に関する情報〕
計画様式５　　計画変更届
計画様式６　　外部資金活用申請書
注）計画様式３：欠番

[報告に関する様式]

報告様式１　　年度報告書　〔(別紙 1）論文・発表・知財等一覧　（別紙 2）活動実績一覧〕
報告様式２　　取材連絡票
報告様式３　　委託研究開発費支出状況・支出見込報告書
報告様式４　　マッチングファンド状況確認報告書

[経理等の事務処理に関する様式]

経理様式１　　委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）
経理様式１-②　調査推進費実績報告書（OPERA 独自様式）
経理様式２　　収支簿
経理様式４-①　委託研究開発中止申請書
経理様式４-②　変更届
経理様式５　　返還連絡書
経理様式７-①　裁量労働者エフォート率申告書
経理様式７-②　裁量労働者エフォート率報告書
経理様式８　　「委託研究開発実績報告書」及び「収支簿」 事前チェックリスト

参考様式１　　費目間流用申請書
参考様式２　　合算使用申請書
注）経理様式３、６：欠番

[知的財産管理に関する様式]

知財様式１　　知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書
知財様式２　　知的財産権実施通知書
知財様式３　　知的財産権移転承認申請書

知財様式４　　専用実施権等設定・移転承認申請書
知財様式　　直接経費充当申請書

D. 追加事項

ここでは、OPERA 固有の取扱いを掲載します

Ⅰ. 研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発の推進について

１．共創コンソーシアムの運営体制

技術・システム革新シナリオに基づいた研究領域による研究活動をより高度な産学のパートナーシップにより推進するため、参画する大学等及び企業等は、「共創コンソーシアム」を形成してください。

（１）共創コンソーシアムの構成と役割

① 幹事機関

共創コンソーシアムを形成する大学等のうち、共創コンソーシアムの運営の中心的な役割を担う機関が幹事機関です。幹事機関の要件と役割は次のとおりです。

ｲ) 学生が在籍可能で博士の学位も取得可能な大学であること。
ﾛ) 領域統括が所属する大学であること。
ﾊ) 「共創コンソーシアム」の運営の中心的な役割を担い、参画機関の活動をとりまとめる。

<OI 機構連携型>
ﾆ) 文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業に採択された大学であること。

② 領域統括

本プログラムにおける、プロジェクトの責任者であり、共創コンソーシアムの運営責任者です。領域統括の要件と役割は次のとおりです。

ｲ) 自ら研究開発を行う能力があること。
ﾛ) 研究開発期間中は、日本国内に居住し、かつ、幹事機関に常勤として所属していること。
ﾊ) プロジェクトの責任者として研究領域全体の活動を統括し、以下の役割を担うこと。
- 研究領域内のチーム編成、予算配分、個別研究開発の見直し等に関し、強い権限によりプロジェクトを牽引する。
- 技術・システム革新シナリオの深い理解に基づき、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域の設計に関して中心的役割を果たす。
- マネジメント体制の構築、運営方針の策定及び参画機関の調整等、共創コンソーシアムの運営において中心的役割を果たす。

③ 参画機関

幹事機関を含み、共創コンソーシアムに参画する大学等及び企業等をいいます。研究開発を行う大学等と JST は委託研究開発契約を締結します（本補完版「D.追加事項」

の「Ⅱ．委託研究開発契約の概要」参照)。企業等はマッチングファンド形式よる研究資金を提供します（「本補完版「D.追加事項」の「Ⅰ．3.民間資金による研究開発の推進」参照)。

ｲ) 大学等

国公私立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

ﾛ) 企業等

企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）及びその他の大学等には含まれない法人

（２）共創コンソーシアムの体制

共創コンソーシアムの適切な運営に必要と考えられる以下の体制を構築してください。なお、プロジェクト実施期間中における体制の変更は適宜可能です。

① 幹事機関におけるプロジェクト担当組織・協力組織（プロジェクトの全体管理）
② 研究開発戦略
③ 知的財産管理
④ 人材育成
⑤ 共創コンソーシアムの運営に関する重要な事項を協議するための協議会
参加メンバーは参画機関の代表者（当該機関のプロジェクト参画について、実質的な意思決定を行える者）により構成してください。
⑥ その他の会議体
技術・システム革新シナリオ、研究領域及び共創コンソーシアムの運営方針等について、参加者が所属機関の壁を越えて議論できる場を定期的に設定してください。
⑦ その他、運営に必要な体制

＜OI 機構連携型＞

⑧ OI 機構連携型の研究開発成果をオープンイノベーション機構における競争領域の研究開発プロジェクトに展開することを目指し、非競争領域と競争領域の整合性の確認など、オープンイノベーション促進システムにおける全体運営方針・体制を検討するため、オープンイノベーション機構との連携会議を設置していただきます。

（３）共創コンソーシアムの活動の推進

共創コンソーシアムの適切な運営及びプラットフォームの成長のために必要と考えられる以下の事項について、整備・構築してください。

本プログラムは、ガイドラインに基づき、大学等が行う産学官連携の先進的な取組を加速す

る観点から、大学等に対してインセンティブを付与する事業として位置づけられていることから、ガイドラインに基づく取組を積極的に実行してください。

① 機関連携・協力体制

大学等と企業等が共同で学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究開発を行うため、クロスアポイントメント制度を積極的に活用するなどにより、研究者の所属機関の壁を越えた柔軟なチーム編成が可能な仕組みを構築して下さい。クロスアポイントメントの活用に当たっては、ガイドライン「２.（４）（４－１）クロスアポイントメント制度の促進」を参考にしてください。

また、研究開発を効果的・効率的に行うため、大学等の間での協力体制を構築してください。

（例）

・組織横断的なチーム編成を可能とするクロスアポイントメント制度の導入等
・機関間連携（国際連携を含む）による人材集積の方策等
・研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用に必要な機関連携等

② 産学共同研究における費用負担の適正化・管理業務の高度化

企業等に拠出を求める共同研究費については、ガイドライン「２.（２）（２－１）産学官連携における費用負担の適正化・業務管理の高度化」に基づき、共同研究のマネジメント力を高めていくことを前提として、共同研究に携わる教職員の人件費（人件費相当額を含む）や間接経費について、明確な根拠や考え方を示すことができる透明性の高い算定方法に基づいて積算し、費用負担の適正化を図ってください。

③ 知的財産の取扱い

ガイドライン「２.（３）（３－１）知的財産の活用に向けたマネジメント強化」に基づき、非競争領域・競争領域の研究開発特性を踏まえ、企業等が参画することへの価値を提供できる知的財産の取扱いルールを策定してください。

ｲ) プロジェクト実施期間中の取扱い方針
ﾛ) プロジェクト終了後の取扱い方針

（例）

・フォアグラウンド IP（プロジェクトの実施により得られた知的財産権）の共創コンソーシアム内での無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール
・不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟な取扱いルール
・バックグラウンド IP（プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権）の本プロジェクトで

の研究開発の推進を目的とした範囲における、プロジェクト期間中の無償実施等のルール

- 特許の帰属先（幹事機関への集約か参画企業との共有か等）と、それに応じたライセンス方法や、関連経費の負担方法についての選択肢。
- 基本特許およびそれを中心とする特許群ごとに、展開先分野を切り分けてライセンスをする等の仕組み。
- 共創コンソーシアムに参画する大学等の知的財産ポリシーの統一化と、各大学等自身の知的財産ポリシーとの整合性の確保。

※　委託研究開発契約における知的財産に関する詳細は、共通版「Ⅲ．知的財産権の管理について」をご参照ください。

④　産学による人材育成が可能な体制の構築

学生を共同研究に参画させ、イノベーションの担い手として人材育成ができる体制を構築してください。

プロジェクト開始後１年以内に、大学等が、民間資金を用いて研究領域全体で 10 名以上（育成型のＦＳフェーズにおいては、３名以上、OI 機構連携型においては、６名以上）の博士課程（後期）の学生をリサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）等として雇用してください。その際、研究開発課題ごとに RA 等を最低１名配置することを推奨します。そのために例に掲げるような運営ルールを整備してください。その際、営業秘密管理や職務発明における学生の扱いについては、ガイドライン「２．（３）（３－２－２－２）（大学における秘密情報管理における学生等の扱い）」及び「２．（３）（３－２－４）（学生発明等の取扱い）」を参考にしてください。

また、本プログラムにおいては、将来、産業界で活躍する博士人材の育成に重点を置いていることから、企業等に籍を置く学生が RA 等に雇用されることは妨げませんが、社会人ではない博士課程の学生が、RA 等として雇用され一定程度の割合で参画してください。

（例）

- 学生を含む若手研究者が主体性をもって共同研究に参画し、論文等の発表が可能な体制
- 営業秘密管理や知財管理における研究者としての学生の扱い
- 優秀な学生等の参画を促すためのインセンティブ（格別な経済的報酬等）
- 就職先の自由度の確保　等

⑤　参画機関の管理

新たな企業等及び大学等をプロジェクトに呼び込むためのプロモーション活動及び参画機関の中途脱退を想定した参画機関の管理方針を策定してください。

⑥　活動状況の共有の仕組み

会議の定期開催やグループウェアの利用等により、共創コンソーシアムの活動状況等を参画機関が共有する仕組みを構築して下さい。

また、個別研究開発課題においては、大学等が企業等に対して研究開発の達成目標、解決すべき課題及び非競争領域から競争領域へ移行する際の基準等を提案し、成果についてコミットメントを持つ産学共同研究体制が構築されることを想定しています。

２．技術・システム革新シナリオ及び研究領域について

（１）技術・システム革新シナリオ

＜共創プラットフォーム型および育成型＞

特定分野において世界トップレベルの研究開発力を有する大学等と、その分野に関連する企業等群（複数の業種により構成）とが協力して、本プログラムで実施する研究開発の基本的な構想・計画である「技術・システム革新シナリオ」（以下、「シナリオ」という。）を作成していただきます。

＜OI 機構連携型＞

幹事機関となる大学が設置したオープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトのうちの一つ以上と研究内容において関連性がある非競争領域の研究領域を設定し、将来、新たな競争領域の研究開発プロジェクトを創出することを目指します。

なお、「研究内容における関連性がある」とは、OI 機構連携型の研究領域が、オープンイノベーション機構の研究開発プロジェクトにおける研究内容と関連があり、「本章　Ⅰ.1.（２）」に述べるオープンイノベーション機構との連携会議などを通じて情報交換等することで、相互の研究開発計画の改善等に資することが期待されることを言います。

幹事機関となる大学は上記に関し、民間企業と協力して本プログラムで実施する研究開発の基本的な構想・計画である「技術・システム革新シナリオ」（以下、「シナリオ」という。）を作成していただきます。

①　シナリオの構成

＜共創プラットフォーム型および育成型＞

シナリオには以下の事項の全てを盛り込んで作成いただきます。なお、シナリオの作成においては、特に、経済学、社会学、心理学、倫理学等、人文・社会科学に係る研究者が参画してください。大学等の知見を結集していただき、企業等と共同で作成してください。

ｲ)　経済的・社会的変動要因を踏まえ、社会システム・産業構造に大きな変革をもたらし、市場の開拓を行い得る、新たな価値の設定

ﾛ)　世界的な技術・ビジネスの動向、関連業界の技術戦略の分析を通じた、新たな価

値の創出の実現に必要なキーテクノロジーの特定

ハ) キーテクノロジーの確立に必要となる技術的課題の特定及び技術的課題をどのように解決・発展させていくか、競争領域への展開も見据えた具体的なアプローチ。

ニ) キーテクノロジーの確立の妨げとなる技術面・制度面等の障壁の特定及びそれらを克服するための具体的なアプローチ

＜OI 機構連携型＞

シナリオには以下の事項の全てを盛り込んで作成してください。

イ) プロジェクト終了時までに、どのような競争領域の研究開発プロジェクトへと発展させるのか、その目標の設定。

ロ) 設定した目標の達成に不可欠なキーテクノロジーの特定

ハ) キーテクノロジーの確立に必要となる技術的課題の特定及び技術的課題をどのように解決・発展させていくか、具体的なアプローチ。

ニ) キーテクノロジーの確立の妨げとなる技術面・制度面等の障壁の特定及びそれらを克服するための具体的なアプローチ

② シナリオの検証

イ) 研究領域選定後は、審査における産学共創プラットフォーム推進委員会からの意見等への反映等により見直すとともに、研究開発の開始に向けた最適化を実施していただきます。

＜共創プラットフォーム型および育成型＞

ロ) 支援期間中は、社会的・経済的状況の変化に応じて柔軟にシナリオの変更を行い、これに基づく研究領域の構成についても見直しをしていただきます。

＜OI 機構連携型＞

ロ) 支援期間中は、オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトの進捗状況や社会的・経済的状況の変化に応じて柔軟にシナリオの変更を行い、これに基づく研究領域の構成についても見直しをしていただきます。

（2）研究領域

シナリオにおける研究領域を設定する上での要件は以下のとおりです。

＜共創プラットフォーム型および育成型＞

① 新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域であること。

＜OI 機構連携型＞
① オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトの一つ以上と研究内容において関連性がある研究領域であること。

② 大学等と企業等での個別の共同研究の関係者間で成果の共有を閉じるのではなく、大学等においては学術論文の発表が可能であるとともに、参画する企業等の間においても一定のルールの下、成果の共有を可能とする非競争領域とすること。

③ 研究領域における研究は、キーテクノロジーの確立を目指す基礎的・基盤的かつ具体的な研究開発課題群より構成すること。

＜共創プラットフォーム型＞
ｲ) 研究開発課題の件数
新たな基幹産業の育成につながる多様なキーテクノロジーの確立を目指すことから、原則として、５件以上の研究開発課題を設計し、企業等 10 社以上（異業種（例えば製造業とサービス業）を含む）との研究開発計画を作成してください。

＜育成型＞
ｲ) 研究開発課題の件数
新たな基幹産業の育成につながる多様なキーテクノロジーの確立を目指すことから、FS フェーズでは 3 件以上、本格実施フェーズでは 5 件以上の研究開発課題を設計し、企業等 10 社以上 （異業種（例えば製造業とサービス業）を含む）との研究開発計画を作成してください。

＜OI 機構連携型＞
ｲ) 研究開発課題の件数
オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトにつながる多様なキーテクノロジーの確立を目指すことから、3 件以上の研究開発課題を設計し、企業等６社以上 （異業種（例えば製造業とサービス業）を含む）との研究開発計画を作成してください。

ﾛ) 研究開発の多様性の確保
個別の研究開発課題及び共同研究を実施する企業等については、できる限り多様性（異分野融合・異業種連携等）を確保してください。

（3）プラットフォーム成長に向けた目標設定

＜共創プラットフォーム型および育成型＞

プロジェクト終了後においても、共創コンソーシアムを核とした新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指すとともに、新たな基幹産業の育成が図れる持続的な研究開発環境・研究開発体制・人材育成システムを持つプラットフォームを成長させていくため、以下のような目標を設定してください。

- 産学のパートナーシップの拡大（例：共創コンソーシアムに参画する研究者の増加数、企業等の増加数、民間資金の獲得、共創コンソーシアムの参画機関による国費のマッチングファンドを伴わない共同研究の立ち上げ）
- イノベーション、新産業創出の源泉となる革新的な研究成果、人材育成（例：非競争領域から競争領域に移行する研究課題数、参画した学生・ポスドクの増加数、就職状況）
- 産業構造変革への寄与や社会的インパクト

＜OI 機構連携型＞

プロジェクト終了後において、オープンイノベーション機構と連携したオープンイノベーション促進システムを推進するための構想について目標設定してください。

３．民間資金による研究開発の推進

共創コンソーシアムにおける研究開発は、支援期間全体を通して、参画する企業等にも研究資金の提供（以下、「民間資金」という。）を求める「マッチングファンド形式」で実施します。

JST からは、研究領域当たり年間 25 百万～1.5 億円程度の研究開発費（間接経費を含む）を上限として、企業等から共創コンソーシアムに提供される民間資金総額と同額までを支援します。

なお、マッチングファンドの管理に関する詳細は、本補完版「D.追加事項」の「Ⅳ.マッチングファンドの取扱いについて」をご参照ください。

（１）民間資金の定義

本プログラムにおける、企業等からの「民間資金」とは、シナリオに基づき共創コンソーシアムが推進する非競争領域における研究の実施に対し、企業等が大学等へ拠出する以下の共同研究費等（間接経費含む）とします。

（例）

ｲ)　共同研究費等（共同研究費、受託研究費、寄附金、コンソーシアム会費等を含みます）

ﾛ)　研究開発に参画する学生及び研究員等の人件費

（２）民間資金による共同研究費等の「見える化」について

大学等において、共同研究費等を計上する際には、直接経費・間接経費に関わらず、積算根拠を明確にし、その必要性・合理性について企業等の理解が得られるようにしてください。

なお、共同研究に携わる大学等の研究者のエフォート管理が適切に行われることを前提に人件費を直接経費に計上すること及び研究領域における産学パートナーシップ拡大のための経費を間接経費として計上することは可能です。

特に、間接経費については、ガイドライン「2.（2）（2－1）産学官連携における費用負担の適正化・業務管理の高度化（間接経費）」を踏まえた、積算根拠の明確化をお願いします。

（3）民間資金規模

共創コンソーシアムが受け入れる民間資金の総額は公募タイプによって異なります。1 年度当たり下記の金額（間接経費を含む）以上の民間資金の受け入れてください。

＜共創プラットフォーム型＞
1 年度当たり 100 百万円以上

＜育成型＞
1 年度当たり 100 百万円以上（FS フェーズは 25 百万円程度）

＜OI 機構連携型＞
1 年度当たり 60 百万以上

なお、1 課題あたりの民間資金額の算定においては、複数の企業等からの拠出額を合算することは可能ですが、本プログラムは大型の産学連携による共同研究を推進し、企業だけでは解決できない本質的な課題を大学等に取り込んで研究することを目指していることから、企業等 1 社あたり 1,0 百万円（共創プラットフォーム育成型 FS フェーズは 5 百万円）程度（間接経費含む）の共同研究費の拠出を基本型とします。これによらない場合は、1 社あたり従来実施されていた※金額よりも高額となるよう調整してください。

※　「平成 28年度 大学等における産学連携等実施状況について」（平成３０年2月 16日文部科学省科学技術・学術政策局　産業連携・地域支援課　大学技術移転推進室）
・企業等との共同研究に伴う1件当たりの研究費受入額：2,283 千円（28 年度）

（4）民間資金（リソース提供）の計上方法

マッチングファンドとして計上できる民間資金は、上記（1）のとおりです。ただし、プロジェクト開始 2 年度目（共創プラットフォーム育成型においては 3 年度目）までは、企業等からのリソース提供も民間資金額に計上することができます。その際に、計上できるリソース提供の合計金額は、共同研究費の合計金額の 50%の額を上限としますが、マッチングファンドとして計上する民間資金については、リソース提供よりも共同研究費等で計上することを推奨します。

（リソース提供の例）
- 企業等が必要に応じて大学等に拠出する設備、備品等
- 企業等が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- 企業等が直接支出する知的財産マネジメントに係る経費

（５）プロジェクト実施期間を通じた民間資金の受入れ

共創コンソーシアムは、プロジェクト実施期間全体を通して、マッチングファンドによるJST からの研究開発費支出総額と同等以上の民間資金（リソース提供を除く）の受入を求めます。従って、２年度目（共創プラットフォーム育成型においては３年度目）までに民間資金としてリソース提供分を計上した場合は、３年度目（共創プラットフォーム育成型においては４年度目）以降、当該リソース提供分の金額を加算した共同研究費の受入が必要となります。

【研究開発期間全体を通した共同研究費の受入計画】

＜共創プラットフォーム型の例＞

［単位：百万円］	１年度目	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	合計
共同研究費	100	100	150	200	200	750
リソース提供計上	50	50	-	-	-	100
民間資金総額	150	150	150	200	200	850
JST 支出	150	150	150	150	150	750

＜育成型の例＞

［単位：百万円］	１年度目	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	６年度目	合計
共同研究費	20	20	140	155	155	160	650
リソース提供計上	5	5	10	-	-	-	20
民間資金総額	25	25	150	155	155	160	670
JST 支出	25	25	150	150	150	150	650

＜OI 機構連携型の例＞

［単位：百万円］	１年度目	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	合計
共同研究費	70	80	100	100	100	450
リソース提供計上	20	10	-	-	-	30
民間資金総額	90	90	100	100	100	480
JST 支出	90	90	90	90	90	450

（６）民間資金の管理

共創コンソーシアムとしての共同研究費の受け入れ状況、リソース提供の計上状況及びマッチングファンド成立状況等については、幹事機関の責任により適切に把握・管理してください。民間資金の提供を促す仕組み・拠出ルール（ガイドラインに基づく共同研究費の積算根拠等）、管理の体制については提案書に記載していただきます。

４．共同研究等の契約

本プログラムの趣旨に沿ってプロジェクトを推進するため、共創コンソーシアムを形成する参画機関の間でプロジェクトの実施に関する共同研究等の契約を締結していただきます。契約方式（民間資金の拠出に関する契約、共創コンソーシアムを形成するための参画機関全体での一括契約等）は問いません。プロジェクトを推進する上で、必要な契約等を締結してください。

ただし、以下の点は、契約事項等に反映させてください。

① 共同研究等の契約には、JST の「研究成果展開事業　産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」によって実施されるものであること。

② 共創コンソーシアムの形成に関する契約事項等には、参画機関は、本補完版「D.追加事項」の「Ⅰ．1.（２）共創コンソーシアムの体制」に示した共創コンソーシアムの運営に主体的に参加すること。

③ 企業等との契約等においては、本プロジェクトへ拠出する事業年度別の民間資金の金額。

Ⅱ. 委託研究開発契約の概要

１．委託研究開発の契約形態について

（１）委託研究開発契約

・本プログラムにおいては、以下の要件を満たすことを前提に、参画する大学等と機関別に、原則として複数年度契約により委託研究開発契約を締結します。

ｲ) 共創コンソーシアムに参画する企業等が、マッチングファンド形式により研究資金を拠出すること。

ﾛ) 共創コンソーシアムにおいて参画する大学等及び企業等の間で共同研究契約等が締結されること。

・研究開発費及び調査推進費に関する委託研究開発契約は、一つの契約書で締結します。

・委託研究開発契約は、プロジェクトに対して一機関一契約により、JST と締結します。

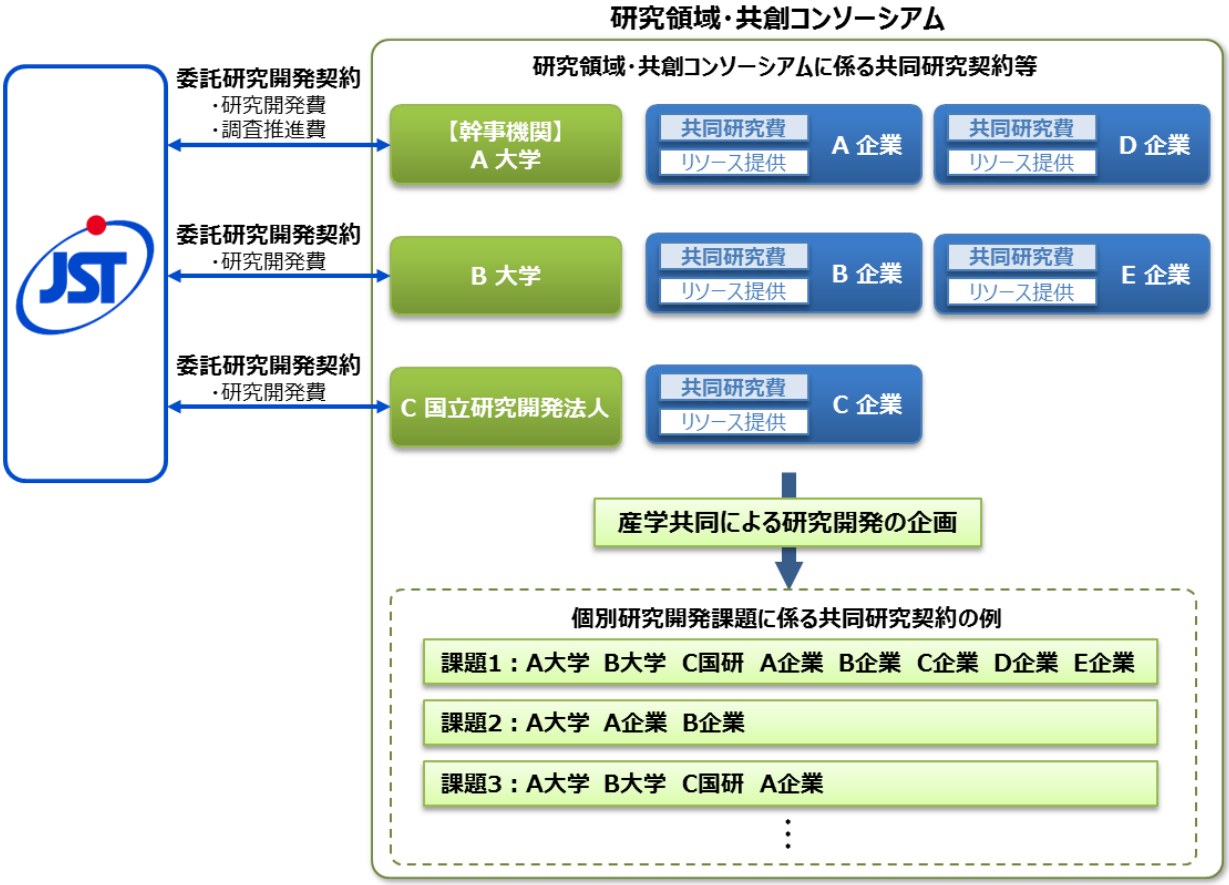

図１　研究領域・共創コンソーシアム関係図

Ⅲ. 委託研究開発費の中間報告について

１．報告様式と提出期限

報告様式：委託研究開発費支出状況・支出見込報告書（報告様式３）

提出期限：当該事業年度の９月 30 日まで

２．報告書作成および提出にあたっての注意事項

- ８月 31 日現在での支出状況および当該事業年度の支出見込みを記載し、JST が指定する期日までに電子データ（押印不要）をメールにて送信してください。原本の送付は不要です。
- 本報告書は当該事業年度末の支出予定額を JST が把握するために用いるとともに、下半期の概算請求額の根拠となります。JST 課題担当者による内容確認後、その旨連絡いたします。JST 課題担当者より請求書の送付依頼を受けてから、下期の請求書を送付してください。
- 前年度に繰越額が発生している研究機関は、前事業年度繰越額の支出状況を必ず記載してください。

・各費目別内訳の増減が直接経費総額の 50%を上回る場合は事前に費目間流用申請書（参考様式１）の提出が必要となりますので、ご注意ください。詳細は共通版「Ⅱ．５.（２）直接経費の費目間流用」を参照してください。
・本報告書の内容について JST 課題担当者が照会することがありますので、ご留意ください。

Ⅳ．マッチングファンドの取扱いについて

本プログラムにおける研究開発は、JST からの支援期間全体を通して、参画する企業等にも研究資金の提供（以下、「民間資金」という。）を求める「マッチングファンド形式」で実施します。

民間資金及びマッチングファンドについての概要は、本補完版「D.追加事項」の「Ⅰ．3．民間資金による研究開発の推進」をご覧ください。

１．マッチングファンドの申請

・研究開発の実施に際しては、毎事業年度、実施計画書とともに、「マッチングファンド申請書（計画様式２）」による研究開発費の申請が必要です。
・事業年度をまたいで実施する研究開発課題については、速やかに研究開発を実施するため、各事業年度の第一四半期までに同申請書にて申請してください。
・プロジェクト開始初年度又は研究開発課題開始時においては、研究開発を開始する前に、当該研究開発計画を記載した実施計画書とともに、「マッチングファンド申請書（計画様式２）」にて申請してください。研究開発課題開始時（研究開発課題の追加に相当します）には、本補完版「D.追加事項」の「Ⅴ．1．計画変更申請書（大きな計画変更）」のとおり、計画変更申請書（計画様式４）による申請も必要です。
・マッチングファンド申請書には別添として、民間資金の拠出が確認できる資料の写し（当該年度の共同研究費等の金額が記載された共同研究契約等）を添付してください。ただし、JST が特に認める場合には、申請後の提出が可能です。

２．マッチングファンドの確認

（１）マッチング成立が求められる時期

・各事業年度の精算時点で、マッチングが成立していることが条件となります。
・例えば、2 年の契約期間で、1 年目の事業年度末が未成立で、2 年目にトータルで成立、ということは認められません。
・必ず各事業年度末で成立するよう、民間資金の支出が求められます。

（２）マッチングファンド状況確認報告書の作成

・幹事機関は、第２四半期終了時（９月 30 日まで）、事業年度末（２月 15 日まで）及びプロジェクト終了時に、JST に対し、「マッチングファンド状況確認報告書（報告様式４）」を提出する必要があります。

・マッチングファンド状況確認報告書は、予算額ではなく、精算額（企業から研究機関への支払い済額※1 又は支払見込額※2）で作成いただく必要があります。
・領域統括は、プロジェクト全体における民間資金の支払状況を確認するとともに、マッチングファンドの成立状況についての把握に努めてください。

※1　支払済額　：報告時点において、実際に大学等へ支払が完了した共同研究費等の金額
※2　支払見込額：支払済のほか、大学等との契約により支払が確定（金額及び支払時期）している金額

（3）民間資金が不足した場合
・民間資金の支払実績額が不足しマッチングファンドの成立が見込めないと JST が判断した場合には、成立が見込めるまで、JST からの委託研究開発費の支払いを減額するか、または行わないことがあります。
・当該事業年度の精算において、民間資金が不足した場合には、翌事業年度の研究開発費にて減額調整をします。ただし、最終年度の精算において、不足した場合には、相当分を返還いただきます。返還及び精算の手続きについては、共通版「Ⅱ．１５．委託研究費の返還について」及び「Ⅱ．１４．委託研究費の精算について」を参照ください。

（返還が生じる場合の各研究機関の返還金額について）
・研究機関が返還する金額は原則として以下のとおり決定します。
　ｲ）　マッチングファンド状況確認報告書より、民間資金の支払が不足した企業等を特定
　ﾛ）　実施計画書に基づき、当該企業等が資金を支出する予定であった研究機関を特定
　ﾊ）　当該研究機関が 1 機関の場合においては、当該研究機関の最終年度の研究開発費を上限として返還金額を決定
　ﾆ）　当該研究機関が複数ある場合には、当該企業等が各研究機関へ資金を支出する予定であった割合に応じて、当該研究機関の最終年度の研究開発費を上限として返還金額を決定
　ﾎ）　当該企業等の資金を活用する研究機関が特定できない場合には、民間資金を活用する予定であった研究機関全てを対象に、実施計画書における民間資金の活用割合に応じて、各研究機関の返還額を決定
・各共創コンソーシアムにおける民間資金の管理方針において、返還が生じる際のルールの定めがある場合には、上記の原則に優先して、共創コンソーシアムのルールに従い、JST は返還金額を決定します。

3．リソース提供について

マッチングファンドとして計上できる民間資金は、本補完版「D.追加事項」の「Ⅰ．3.（1）民間資金の定義」のとおりです。ただし、プロジェクト開始２年度目までは、一研究開発課題

につき共同研究費 1,000 万円に上乗せする分に限って、企業等からのリソース提供も民間資金額に計上することができます。その際に、計上できるリソース提供の合計金額は、共同研究費の合計金額の 50%の額を上限とします。

（１）計上できるリソース提供の条件

- プロジェクトを遂行するために支出した人件費、物品費、研究費などの経費をリソース提供に含めることができます。
- 人件費としてリソース提供の対象となるのは、給与（賞与、通勤手当、職能手当、家族手当、住宅手当等含む）、法定福利費及び退職給付費用です。食費補助、組合費、持株奨励金、レクリエーション費、自己啓発支援費用などは対象となりません。なお、人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。
- 他の参画機関への物品・設備取得、サービス提供については、リソース提供に含めることができます。ただし、対象となる額は利益分を控除した原価額のみです。なお、参画機関間の取引については、どの企業のリソース提供とするか、機関間で協議の上で決定してください。販売側、取得側双方で二重にリソース提供計上することは認められません。
- 本プログラムにおける研究開発のみに必要な工場・実験施設の建設費用及びその建設に必要な土地取得費用については、取得原価がリソース提供の対象になります。また、工場稼動に伴う光熱水費、建物や機械等に掛ける保険料、固定資産税等の維持費用についても、リソース提供の対象になります。ただし、減価償却費等会計手続き上にのみ現れる費用についてはリソース提供の対象になりません。当該工場・実験施設が、本プログラムにおける研究開発以外の用途としても使用される場合には、本プログラムにおける研究開発への貢献度が合理的に証明できる場合のみリソース提供の対象となります。
- 工場・実験施設・備品を無償貸与する場合は、貸与するに当たり要する費用(リースを受け貸与するときにはそのリース料、企業所有の設備備品を貸与するときにはその減価償却費相当額等)がリソース提供の対象となります。
- 設備等の賃借料やリース料が通常の賃貸借取引である場合には、当該賃借料がリソース提供の対象となります。売買取引とみなす場合には、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した金額をリース期間にわたって等分割した額が当該年度におけるリソース提供の対象となります。なお、償却費用はリソース提供の対象になりません。また、中途解約時の損害金についてもリソース提供の対象になりません。
- 設備備品等の修繕･改良は、収益的支出（通常の修繕・保守のための支出）の場合には、リソース提供の対象になります。資本的支出（当該設備備品等の価値を高める、又はその耐久性を増すための支出）の場合には、本プログラムにおける研究開発の遂行に真に必要と認められる場合のみリソース提供の対象になります。
- 分割払いの場合にそれに伴う支払利息は、支払総額から分割払いに伴う利息等を控除した金額及び振込手数料のみが、リソース提供の対象になります。分割払いに伴う利息、遅延

損害金、手数料、その他諸費用についてはリソース提供の対象になりません。
・間接費相当の支出も直接費の 30%を限度として、リソース提供に含めることが出来ます。

（2）リソース提供の報告と帳票類の保存
・「マッチングファンド状況確認報告書」及び「年度報告書」により報告していただきます。
・帳票類については、当該企業の内部規定に基づいて保管してください。

Ⅴ. 計画変更の手続き

プロジェクトの進捗状況にあわせて、適宜実施計画書の変更が可能です。計画変更は、変更の度合いによって、事前の承認を必要とするもの（計画変更申請書）、事前の提出のみを求めるもの（計画変更届）に分けられます。

１．計画変更申請書（大きな計画変更）

プロジェクトは、実施計画書に基づいて推進していただきます。以下に示すような計画を変更する必要が生じた場合は、事前に計画変更申請書（計画様式４）を作成し、領域統括の承認を得たうえで、幹事機関より、JST へ提出してください。

（1）計画変更申請書が必要な変更
・期中に研究機関間で研究開発費（予算）を移し替える場合（A 機関減額変更→B 機関増額変更）
・各事業年度の委託研究開発費の額（上限額）を変更する場合
・中間評価結果により実施期間の変更や委託研究開発費を増減する場合
・キーテクノロジー、研究開発テーマ又は研究開発課題の変更（追加・中止・統合やマイルストーン、達成目標の変更等）
※　研究開発課題の追加により新たにマッチングファンドの申請が必要な場合は、本補完版「D.追加事項」の「Ⅳ．1．マッチングファンドの申請」のとおり、マッチングファンド申請書（計画様式２）による申請も必要です。
・領域統括または研究開発責任者の変更（交代）
・参画機関の追加・削除等
※　参画機関を追加する場合には、「（別紙 1）参画機関申請書」を提出してください。
※　企業等を追加する場合には、「（別紙 2）企業等に関する情報」も必ず提出してください。
・共創コンソーシアムにおける運営ルール（民間資金の管理、知財の取扱い等）を変更する場合
・その他、実施計画書における重要な変更がある場合

（２）変更の手順

① 計画変更申請書（計画様式４）を作成し、領域統括が確認後、幹事機関担当者から JST 課題担当者へ電子メールにて提出してください。

② JST による計画変更申請書案の確認が済みましたら、幹事機関担当者にご連絡します。

③ 幹事機関は、実施計画書を変更し、計画変更申請書およびプロジェクト実施計画書を提出してください。

④ JST は受領後、承認通知書を発出します。

⑤ 委託研究開発費の総額を変更する場合（増額、減額）は、変更契約書を取り交わします。（共通版「Ⅰ．５.（２）変更契約書」参照）

２．計画変更届（軽微な計画変更）

期中に以下に示すような計画を変更する必要が生じた場合は、事前に計画変更届（計画様式５）を作成し、領域統括の承認を得たうえで、提出してください。

（１）計画変更届が必要な変更

・プロジェクトに従事する参加者の追加、退任、交代、所属機関の改組等による所属部署・役職名等の変更

※委託研究契約書に記載されている研究担当者の所属部署名・役職名の変更については、変更届（経理様式 4-②）を提出してください。
（共通版「Ⅰ．５.（３）変更届」参照）

（２）変更の手順

・計画変更届（計画様式５）を作成し、領域統括が確認後、幹事機関担当者から JST 課題担当者へ電子メールにて提出してください。（印刷物の提出は必要ありません。）

・変更に伴うプロジェクト実施計画書の提出について求めません。プロジェクト実施計画書が変更になるタイミングに合わせて、変更箇所を反映してください。

Ⅵ. 研究領域・共創コンソーシアムにおける知的財産について

研究機関に帰属することとなった知的財産権については、共通版「Ⅲ．知的財産権の管理について」、補足版「C.事務処理説明書　共通版との違い」の「９．知的財産権の管理について」の記載事項及び委託研究開発契約書に定める事項を遵守することとなりますが、共創コンソーシアムにおいて複数の研究機関及び複数の企業等が参画し、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指して研究開発を推進する上で、この他に必要となる研究成果の取扱いについては、本補完版「D.追加事項」の「Ⅰ．１.（２）共創コンソーシアムの体制」のとおり、ガイドライン「２.（３）（３－１）知的財産の活用に向けたマネジメント強化」に基づき、非競争領域・競争領域の研究開発特性を踏まえ、企業等が参画することへの価値を提供できる知的財産の取扱いルールを策定して

ください。

共創コンソーシアムにおいて非競争領域・競争領域の研究特性を踏まえた研究成果の取扱いルールを策定する際には、以下の事項が示す内容を含めてください。

ｲ) プロジェクト実施期間中の取扱い方針

ﾛ) プロジェクト終了後の取扱い方針

（例）

- フォアグラウンド IP（プロジェクトの実施により得られた知的財産権）の共創コンソーシアム内での無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール
- 不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟な取扱いルール
- バックグラウンド IP（プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権）の本プロジェクトでの研究開発の推進を目的とした範囲における、プロジェクト期間中の無償実施等のルール
- 特許の帰属先（幹事機関への集約か参画企業との共有か等）と、それに応じたライセンス方法や、関連経費の負担方法についての選択肢。
- 基本特許およびそれを中心とする特許群ごとに、展開先分野を切り分けてライセンスをする等の仕組み。
- 共創コンソーシアムに参画する大学等の知的財産ポリシーの統一化と、各大学等自身の知的財産ポリシーとの整合性の確保。

ﾊ) 成果有体物の取扱い方針